

Weekly Report

第 748 号

令和6年5月27日

給与所得者に係る定額減税実施前チェック

給与所得者に対する所得税の定額減税は、勤務先において本年6月1日以後最初に支払われる給与等（賞与を含む）に対する源泉徴収税額から定額減税額を控除する方法（月次減税）で実施します。

◆月次減税実施前のチェック

◎月次減税事務の対象や減税額を確認

本年6月1日現在で勤務している方のうち、扶養控除等申告書を提出している居住者（甲欄適用者）は月次減税事務の対象となり、本人と同一生計配偶者又は扶養親族の人数×3万円が控除額となります。

◎扶養控除等申告書を提出していますか？

勤務先に扶養控除等申告書を提出していない場合、月次減税を受けることはできません。なお、6月の給与等の支払日以降に扶養親族等に異動があった場合は、年末調整又は確定申告で精算します。

◎同一生計配偶者は記載されていますか？

扶養控除等申告書に記載された「源泉控除対象配偶者」のうち、合計所得金額の見積額が48万円以下で、居住者である「同一生計配偶者」を月次減税額の計算に含めます。

◎扶養控除等申告書に記載されない同一生計配偶者はいますか？

合計所得金額の見積額が900万円超である方の同一生計配偶者は、扶養控除等申告書に記載されませんが「源泉徴収に係る定額減税の申告書」に記載し提出することで月次減税額の対象にできます。

◎扶養親族は記載されていますか？

扶養控除等申告書に記載された「控除対象扶養親族」や「16歳未満の扶養親族」のうち、居住者である方を月次減税額の計算に含めます。

下請法の「買いたたき」に関する運用基準改正

公正取引委員会は「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえて、下請法上、親事業者の禁止行為である「買いたたき」に関する運用基準を改正します。

買いたたきの解釈・考え方が明確になるように対価要件である「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」に当たる事例として、①従前の給付に係る単価で計算された対価に比し著しく低い下請代金の額、②当該給付に係る主なコスト（労務費、原材料価格等）の著しい上昇を、最低賃金の上昇率などの経済の実態が反映されていると考えられる公表資料から把握できる場合において据え置かれた下請代金の額、を例示しました。

改正マイナンバー法等が今月27日施行

今月27日に改正マイナンバー法等が施行され、①国外転出者のマイナカードが失効せずに継続利用できる（在外公館でカードの申請や受取等も可能）、②暗証番号を入力しないマイナカードの「かざし利用」に関する規定の整備、③約80の国家資格等をマイナンバー利用事務に追加、④給付金等の公金受取口座として年金受取口座を簡易に登録できる特例の創設が実施されます。

なお、本年12月2日から現行の健康保険証は発行されなくなり、マイナカードと一体化します。